

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。)が平成27年3月5日に公布され、平成27年7月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)を改正し、足場、架設通路及び作業構台(以下「足場等」という。)の墜落防止措置等の見直しを行ったところであるが、当該見直しに係る労働災害防止の効果等を検証し、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から、専門家による「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」(以下「検討会」という。)において、足場からの墜落・転落災害の防止対策の検討が行われてきた。

今般、検討会において足場からの墜落・転落災害の防止対策について報告書が取りまとめられ、その結果を踏まえ、足場等からの墜落・転落に係る労働災害防止対策の強化を図ることとし、所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 特別教育の追加(第36条及び第39条関係)

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)を追加することとしたこと。

2 架設通路に係る墜落防止措置の充実(第552条)

(1) 改正省令による改正前の安衛則(以下「旧安衛則」という。)第552条第1項第4号イでは、事業者は、墜落の危険のある箇所には、設備として高さ85センチメートル以上の手すりを設けなければならないこととされているところ、高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」

という。)を設けなければならないこととしたこと。

- (2) 安衛則第552条第1項第4号では、事業者は、墜落の危険のある箇所には、手すり等及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）を設けなければならないこととされているが、作業の必要上臨時に当該設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときに、適用しないこととしたこと。

① 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

② ①の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

- (3) 事業者は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに取り外した設備を原状に復さなければならないこととしたこと。

- (4) 労働者は、(2)の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこととしたこと。

3 鋼管足場に使用する鋼管等について（第560条関係）

- (1) 旧安衛則第560条第1項では、事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格A8951（鋼管足場）に定める鋼管の規格（以下「鋼管規格」という。）又は同項各号に定める材質等に適合するものでなければ使用してはならないこととされているところ、鋼管足場に使用する鋼管のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第8第1号から第3号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格A8951（鋼管足場）に定める単管足場用鋼管の規格（以下「単管足場用鋼管規格」という。）又は同項各号に定める材質等に適合するものでなければ使用してはならないとしたこと。

- (2) 旧安衛則第560条第2項では、事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、鋼管規格に定める附属金具の規格又は安衛則に定める材質等に適合したものでなければ、使用してはならないこととされているところ、鋼管足場に使用する附属金具のうち、令別表第8第2号から第7号までに掲げる附属金具以外のものについては、その材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）が、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であるものでなければ、使用してはならないこととしたこと。

4 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実（第563条関係）

- (1) 高さ2メートル以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を12センチメートル未満とすることを追加したこと。

- (2) (1)については、次のいずれかに該当する場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しないこととしたこと。

① はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

② はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

(3) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、足場用墜落防止設備(※)を設けなければならないこととされているが、作業の性質上当該設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に当該設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときには、これを適用しないこととしたこと。

① 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

② ①の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

※ わく組足場(妻面に係る部分を除く。)については(i)又は(ii)、わく組足場以外の足場については(iii)に掲げる設備。

(i) 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(ii) 手すりわく

(iii) 手すり等及び中棧等

(4) 事業者は、作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに取り外した設備を原状に復さなければならないこととしたこと。

5 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実(第564条関係)

(1) 旧安衛則第564条第1項では、事業者は、つり足場、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときに講じなければならないこととされている墜落防止措置等について、その対象範囲を拡大し、つり足場、張出し足場又は高さ2メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、当該措置を講じなければならないこととしたこと。

(2) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならないこととしたこと。

① 幅40センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

② 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

(3) 旧安衛則第564条第1項第4号では、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させることとされているところ、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでないこととしたこと。

6 令別表第8第1号に掲げる部材等を用いる鋼管足場について(第571条関係)

(1) 旧安衛則第571条第1項では、事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件が定められているところ、令別表第8第1号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件を定めることとしたこと。

(2) 旧安衛則第571条第1項第3号に掲げる要件では、単管足場にあつては、建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとさ

れているところ、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでないこととしたこと。

7 令別表第8第1号から第3号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場について（第572条関係）

旧安衛則第572条では、事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件を定めているところ、令別表第8第1号から第3号までに掲げる部材以外の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件を定めることとしたこと。

8 作業構台に係る墜落防止措置の充実（第575条の6関係）

（1）旧安衛則第575の6第4号では、事業者は、高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中棧等を設けることとされているが、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、第2の2の（2）の①及び②と同様の措置を講じたときに、適用しないこととしたこと。

（2）作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、第2の2の（3）と同様の措置を講ずることとしたこと。

（3）労働者は、（1）の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこととしたこと。

9 注文者の点検義務の充実（第655条及び第655条の2関係）

旧安衛則第655条及び第655条の2では、特定事業の仕事を自ら行う注文者は、請負人の労働者に、足場又は作業構台を使用させるときは、強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において点検を行い、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとしているが、それに加えて、当該足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても同様の措置を講ずることとしたこと。

10 その他所要の改正を行ったこと。

11 附則関係

（1）施行期日（附則第1条関係）

改正省令は、平成27年7月1日から施行することとしたこと。

（2）特別教育に関する経過措置（附則第2項関係）

改正省令の施行の際現に第2の1の業務に従事している者については、平成29年6月30日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の特別の教育を行うことを要しないこととしたこと。

（3）足場の作業床に関する経過措置（附則第3項関係）

はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、第563条第1項第2号ハの規定は、適用しないこととしたこと。

(4) 罰則に関する経過措置（附則第4項関係）

罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。

第3 細部事項

1 第36条関係

「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。

2 第552条関係

(1) 第1項第4号イの「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ85センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ 高さ85センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ 高さ85センチメートル以上の金網

(2) 第2項第1号の「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、取り外されていない手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

(3) 第2項第1号の「安全帯」は、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であり、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱を含まないこと。

(4) 第2項第1号により、事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならないこと。

(5) 第2項第2号の「関係労働者」には、手すり等又は中さん等を取り外す箇所において作業を行う者及び作業を指揮する者が含まれること。

3 第560条関係

(1) 令別表第8に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具については、従前より、安衛則第27条に基づき、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）（以下「大臣規格」という。）に適合するものでなければ使用してはならないこととされていることから、第1項及び第2項の要件に適合する必要があることを明確化したものであること。また、令別表第8第5号（継手金具）及び第6号（緊結金具）以外の鋼管足場用の継手金具及び緊結金具は存在しないことから、旧安衛則第560条第2項第2号及び第3号を削除したものであること。

(2) 第1項の「単管足場用鋼管の規格」に適合するものとは、「日本工業規格A8951（鋼管足場）」中「単管足場用鋼管」に規定されている事項に適合する鋼管をいうものであること。

(3) 第1項第2号の肉厚及び外径の寸法は、実測によるものであること。

4 第563条関係

(1) 第1項第2号及び第2項関係

ア 第1項第2号ハは、大臣規格において、床付き布わくの床材の幅は24センチメートル以上とされていることから、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間を塞ぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間を塞ぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものであること。

イ 第1項第2号ハの「床材と建地との隙間」とは、建地の内法から床材の側面までの長さをいい、足場の躯体側及び外側の床材と建地との隙間がそれぞれ12センチメートル未満である必要があること。なお、床材が片側に寄ることで12センチメートル以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないこととなるため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置する等により常に当該要件を満たすようにすること。

ウ 第1項第2号ハの規定は、床材と建地との隙間に、垂直又は傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、当該幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12センチメートル未満とする必要があること。なお、床付き幅木は、当該幅木の床面側の部材は床材であること。

エ 第2項は、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合（第1号）には、床材を一方の建地に寄せて設置し、建地と床材との隙間が12センチメートル以上になる場合であっても、大臣規格に適合する床付き布わくを追加して設置できないこと、曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合等、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合（第2号）があることから、これらのいずれかの場合であって、建地と床材との隙間が12センチメートル以上の箇所を防網等床材以外のもので塞ぐ等の墜落防止措置を講じたときには、第1項第2号ハの規定は適用しないこととしたものであること。

オ 第2項の「防網を張る等」の「等」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合及び構造物に近接している場合等防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合を含むものであること。

(2) 第1項第3号関係

本号は、旧安衛則第563条第1項第3号の構成を変更しているが、ただし書を削除したことを除き、趣旨に変更はないこと。

(3) 第3項関係

ア 第1号の「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、取り外されていない手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

イ 第1号の「安全帯」は、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であり、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱を含まない

こと。

ウ 第1号により、事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならないこと。

エ 第1号の「これと同等以上の効果を有する措置」には、墜落するおそれのある箇所に防網を張ることが含まれること。

オ 第2号の「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所又は作業の必要上臨時に取り外す箇所において作業を行う者及び作業を指揮する者が含まれること。

(4) 第6項関係

旧安衛則第563条第3項の「安全帯等」を「安全帯」としたものであり、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であること。

5 第564条関係

(1) 第1項の「高さが2メートル以上の構造の足場」でいう足場の構造の高さは、

① 作業床が足場の最上層に設置されている場合には、基底部から最上層の作業床までの高さ

② 作業床が足場の最上層に設置されていない場合には、基底部から、

ア わく組足場では、最上部の建わくの上端までの高さ

イ 単管足場等支柱式の足場では、最上部の水平材（布材等の主要部材）までの高さ

をいうこと。

(2) 第1項第4号イの「当該作業床を設けることが困難なとき」には、狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40センチメートル未満の作業床を設けるとし、つり足場の組立て等の作業において幅20センチメートル以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときが含まれること。

(3) 第4号ロの「安全帯を安全に取り付けるための設備」とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。

また、第4号ロの「安全帯を安全に取り付けるための設備」には、このような要件を満たすように設計され、当該要件を満たすように設置した手すり、手すりわく及び親網が含まれること。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。

(4) 第4号ロの「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

(5) 第4号ロの「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、予め、墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針（昭和51年技術上の指針公示第8号）により設置した防網を設置することを含

むこと。

- (6) 第5号ただし書は、本条の適用を高さが2メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務まで拡大したことに伴い、地上から材料等を手渡しするとき等物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、つり網等を労働者に使用させることを要しないこととしたこと。
- (7) 第2項の「安全帯」は、旧安衛則第564条第2項の「安全帯等」を「安全帯」としたものであり、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であること。

6 第566条関係

- (1) 第2号及び第4号の「安全帯」は、旧安衛則第566条第2号及び第4号の「安全帯等」を「安全帯」としたものであり、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であること。
- (2) 第2号の「安全帯」の機能の点検とは、ランヤードの損傷の有無、径及び長さの適否、ランヤードとベルトとの取付部の状態及び取付金具類の損傷の有無等についての点検をいうことであること。
- (3) 第2号の「保護帽」の機能の点検とは、緩衝網の調節の適否、帽体の損傷の有無、あごひもの有無等についての点検をいうものであること。

7 第571条関係

- (1) 第1項柱書は、令別表第8第1号に掲げる鋼管足場用の部材を用いて構成される鋼管足場についても安衛則第571条に定める要件を満たす必要があることを明確化したものであること。
- (2) 第1項第3号の「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシート等の重量に相当する荷重を含むこと。
- (3) 第1項第3号の「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることは差し支えないこと。

また、鋼管にフランジ、フック等の緊結部を溶接することにより、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、当該足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いて差し支えないこと。この場合、布材、補剛材等の使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、当該布材、補剛材等の使用条件に応じた最大使用荷重を用いること。

8 第572条関係

柱書は、令別表第8第1号から第3号に掲げる鋼管足場用の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場は、安衛則第572条に定める要件を満たす必要がないことを明確化したものであること。

9 第575条の6 関係

- (1) 第2項第1号の「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、取り外されていない手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用する

ことができる場合が含まれること。

- (2) 第2項第1号及び第4項の「安全帯」は、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であり、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱を含まないこと。
- (3) 第2項第1号により、事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならないこと。
- (4) 第2項第1号の「これと同等以上の効果を有する措置」には、墜落するおそれのある箇所に防網を張ることが含まれること。
- (5) 第2項第2号の「関係労働者」には、手すり等又は中さん等を設けることが著しく困難な箇所又は作業の必要上臨時に取り外す箇所において作業を行う者及び作業を指揮する者が含まれること。

10 第655条関係

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

- ① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。
- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

11 第655条の2関係

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合並びに当該設備を原状に復す場合を含まないこと。

12 附則関係

(1) 特別教育に関する経過措置（附則第2条関係）

「業務に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点に、建設工事の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではないこと。

(2) 足場の作業床に関する経過措置（附則第3条関係）

ア 「現に存する」とは、現に使用されていること及び製造が完了しているが、まだ使用されていないことをいうこと。

イ 「現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合」とは、床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合をいうこと。

ウ 足場の一部の作業床が本条に該当する場合には、当該作業床に限って安衛則第

563条第1項第2号ハの規定を適用しない趣旨であること。

第4 関係通達の改正

1 昭和34年2月18日付け基発第101号関係

- (1) 同通達中の記の二の(四)から(八)までを削除する。
- (2) 同通達中の記の五の(五)を削除する。
- (3) 同通達中の記の七を削除する。
- (4) 同通達中の記の九の(三)を削除する。

2 平成21年3月11日付け基発第0311001号関係

- (1) 同通達中の記の第3の2の(2)を削除する。
- (2) 同通達中の記の第3の3の(2)を削除する。
- (3) 同通達中の記の第3の5の(2)を削除する。

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一 三十八 （略） 三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。） （特別教育の細目） 第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 （架設通路） 第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。 一 （略） 二 勾配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。 三 勾配が十五度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けること。 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の	（特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一 三十八 （略） （新設） （特別教育の細目） 第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号及び第三十号から第三十六号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 （架設通路） 第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。 一 （略） 二 こう配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。 三 こう配が十五度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の

設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）

五 (略)

六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登り棧橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

2| 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3| 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。

4| 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格 A 八九五— (鋼管足場) に定める単管足

設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

五 (略)

六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登りさん橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

(新設)

(新設)

(新設)

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格 A 八九五— (鋼管足場) に定める鋼管の規格（以下「鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでな

場用鋼管の規格（以下「単管足場用鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一・二（略）

- 2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具のうち、令別表第八第二号から第七号までに掲げる附属金具以外のものについては、その材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）が、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であるものでなければ、使用してはならない。

（最大積載荷重）

第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2・3（略）

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一（略）

二 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地と

ければ、使用してはならない。

一・二（略）

- 2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、日本工業規格A八九五一（鋼管足場）に定める附属金具の規格又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）は、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であること。

二 継手金具にあつては、これを用いて鋼管を支点（作業時における最大支点間隔の支点をいう。）間の中央で継ぎ、これに作業時の最大荷重を集中荷重としてかけた場合において、そのたわみ量が、継手がない同種の鋼管の同一条件におけるたわみ量の一・五倍以下となるものであること。

三 緊結金具にあつては、これを用いて鋼管を直角に緊結し、これに作業時の最大荷重の二倍の荷重をかけた場合において、そのすべり量が十ミリメートル以下となるものであること。

（最大積載荷重）

第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。

2・3（略）

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一（略）

二 つり足場の場合を除き、幅は、四十センチメートル以上とし

の隙間は、次に定めるところによること。

イ 幅は、四十センチメートル以上とすること。

ロ 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

ハ 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。

イ わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等

四・五 (略)

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において

、床材間のすき間は、三センチメートル以下とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに

掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

四・五 (略)

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において

て、立入区域を設定したときは、この限りでない。

- 2| 前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。

一 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合

二 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

- 3| 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

- 4| 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これに作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。

ロ・ハ (略)

二 (略)

- 5| 事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。

- 6| 労働者は、第三項の場合において、安全帯の使用を命じられた

いて、立入区域を設定したときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

- 2| 前項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これに作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ 足場板は、三以上の支持物にかけ渡すこと。

ロ・ハ (略)

二 (略)

(新設)

- 3| 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の

ときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、令第六条第十五号の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

三 (略)

四 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅二十センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。

五 材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

- 三 (略)
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 (略)
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 三 (略)
- 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

六 (略)

七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

- 八・九 (略)
- 3 (略)

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

- 三 (略)
- 四 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 (略)
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

- 三 (略)
- 四 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取り外し及び脱落の有無

五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

六 (略)

七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

- 八・九 (略)
- 3 (略)

第五百六十九条 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・三 (略)

四 建地、布、腕木等の接続部及び交差部は、鉄線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。

五・六 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

(鋼管足場)

第五百七十条 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・二 (略)

三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

四・六 (略)

2 (略)

(令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場)

第五百七十一条 事業者は、令別表第八第一号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・二 (略)

第五百六十九条 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・三 (略)

四 建地、布、腕木等の接続部及び交差部は、鉄線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。

五・六 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の規定は、窓わくの取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取りはずす場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

(鋼管足場)

第五百七十条 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・二 (略)

三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

四・六 (略)

2 (略)

(鋼管規格に適合する鋼管足場)

第五百七十一条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・二 (略)

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。

四〇七 （略）

二・三 （略）

（令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場）

第五百七十二条 事業者は、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第五百七十条第一項に定めるところによるほか、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の二分の一の値）の一・五分の一及び次の表の上欄に掲げる鋼管の肉厚と外径との比に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の四分の三）以下のものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比		係数
肉厚が外径の十四分の一以上		一
肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満		〇・九
肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満		〇・八

（つり足場）

第五百七十四条 事業者は、つり足場については、次に定めるところ

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。

四〇七 （略）

二・三 （略）

（鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場）

第五百七十二条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第五百七十条第一項に定めるところによるほか、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の二分の一の値）の一・五分の一及び次の表の上欄に掲げる鋼管の肉厚と外径との比に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の四分の三）以下のものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比		係数
肉厚が外径の十四分の一以上		一
肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満		〇・九
肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満		〇・八

（つり足場）

第五百七十四条 事業者は、つり足場については、次に定めるところ

るに適合したものでなければ使用してはならない。

一 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ (略)

ロ 直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの

ハ (略)

ニ 著しい形崩れ又は腐食があるもの

二 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの五パーセントを超えるもの

ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントを超えるもの

ハ 亀裂があるもの

三・四 (略)

五 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場桁、スターラップ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。

六 作業床は、幅を四十センチメートル以上とし、かつ、隙間がないようにすること。

七 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場桁、スターラップ等に取り付けること。

八 足場桁、スターラップ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。

九 棚足場であるものにあつては、桁の接続部及び交差部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

2 (略)

(作業構台についての措置)

るに適合したものでなければ使用してはならない。

一 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ (略)

ロ 直径の減少が公称径の七パーセントをこえるもの

ハ (略)

ニ 著しい形くずれ又は腐食があるもの

二 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの五パーセントをこえるもの

ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントをこえるもの

ハ き裂があるもの

三・四 (略)

五 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場けた、スターラップ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。

六 作業床は、幅を四十センチメートル以上とし、かつ、すき間がないようにすること。

七 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場けた、スターラップ等に取り付けること。

八 足場けた、スターラップ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。

九 たな足場であるものにあつては、けたの接続部及び交差部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

2 (略)

(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 高さ二メートル以上の作業床の床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中棧等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。

4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(点検)

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 高さ二メートル以上の作業床の床材間のすき間は、三センチメートル以下とすること。

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一 三 (略)

四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

五 (略)

六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

七 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無

3 (略)

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ (略)

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一 三 (略)

四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

五 (略)

六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

3 (略)

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ (略)

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

ハ (略)

ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

ヘチ (略)

リ 突りようとしてつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 (略)

2 (略)

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該足作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イハ (略)

ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部の緩みの状態

ホ (略)

ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

ト 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無

三 (略)

2 (略)

ハ (略)

ニ 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

ヘチ (略)

リ 突りようとしてつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 (略)

2 (略)

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該足作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イハ (略)

ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

ホ (略)

ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

ト 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

三 (略)

2 (略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その1

1. 趣 旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)を改正し、足場等の墜落防止措置等の強化を図ってきた。その改正の際、施行後3年を目途に措置の効果を把握し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていたことから、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で検討を行い、その検討結果(平成26年11月)を踏まえ、必要な改正を行うものである。

2. 背 景

(1) 足場からの墜落災害発生状況の推移

- 足場からの墜落災害は長期的には減少傾向であったが、近年、増加傾向となっている。
- 死傷墜落転落災害における足場からの墜落災害の割合も、近年、増加傾向となっている。

表 足場からの墜落災害発生状況の推移

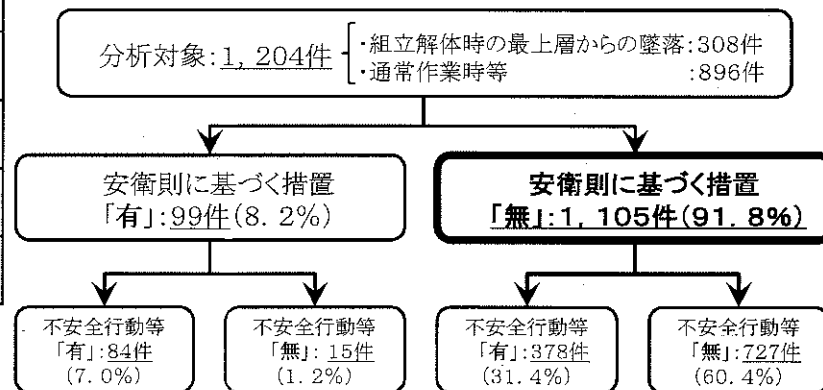
	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建設業 全体	22,809 (594)	22,386 (508)	19,280 (430)	16,143 (365)	16,983 (342)	17,073 (367)	17,189 (342)
うち、① 墜落、転落	8,312 (260)	7,819 (190)	6,629 (172)	5,408 (159)	5,802 (154)	5,892 (157)	5,983 (160)
うち、② 足場から	1,521 (47)	1,398 (26)	1,133 (31)	713 (45)	847 (25)	853 (24)	958 (31)
②/①	18.3%	17.9%	17.1%	13.2%	14.6%	14.5%	16.0%
割合(%)	18.1%	13.7%	18.0%	28.3%	16.2%	15.3%	19.4%

※ 「労働者死傷病報告」に基づく休業4日以上の死傷災害
()内は、「死亡災害報告」に基づく死亡災害

(2) 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

- 安衛則に基づく墜落防止措置が実施されていなかったものが約9割を占める。

図 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況



※ 平成21年度から平成23年度の足場からの墜落災害(休業4日以上の死傷災害)を分析したもの。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その2

3. 改正の概要

(1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

＜現行＞

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

＜改正後＞

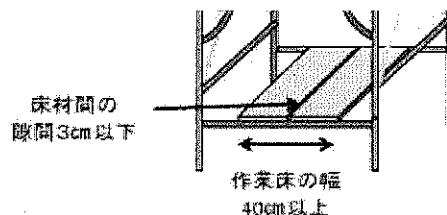
足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。

(2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

＜現行＞

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 幅は40cm以上、
床材間の隙間は3cm以下



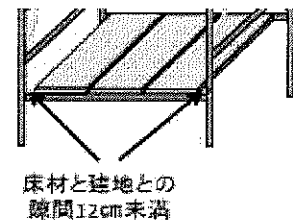
- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

＜改正後＞

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 現行①に加え、床材と建地との隙間は12cm未満とすることを追加する。

※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。



- ② 現行②の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。
- ④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その3

(3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

<現行>

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること

ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること

ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること

ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること

ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

<改正後>

① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。

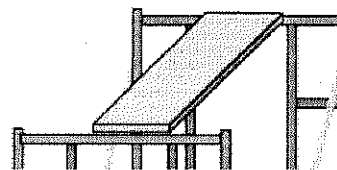
② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

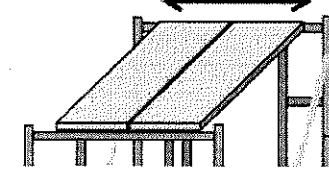
<現行>

足場板の幅
20cm以上



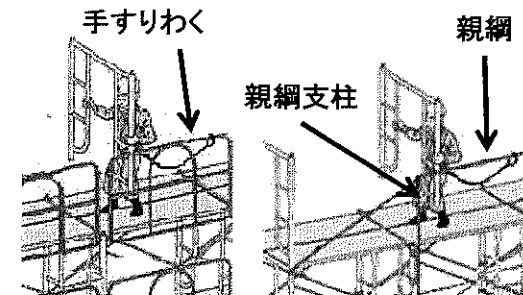
<改正後>

作業床の幅
40cm以上



ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。



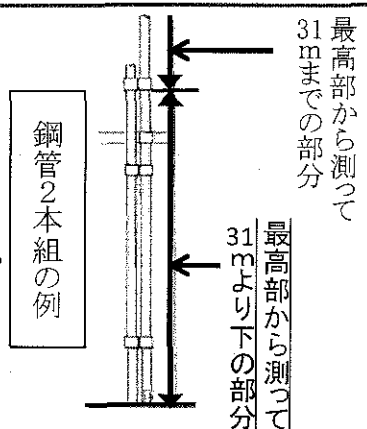
安全帯取付け設備の例

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その4

(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

<現行>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。



<改正後>

建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)が最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。

(5) 注文者の点検義務の充実

<現行>

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であつて、強風等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

<改正後>

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。

施行日と経過措置について

1 施行日

平成27年7月1日

2 経過措置

(1) 特別教育に関する経過措置

改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に「足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)」に従事している※¹者については、平成29年6月30日までの間は、当該業務に関する特別の教育を行うことを要しない。

※¹ 「現に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点に、建設工事の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではない

(2) 足場の作業床に関する経過措置

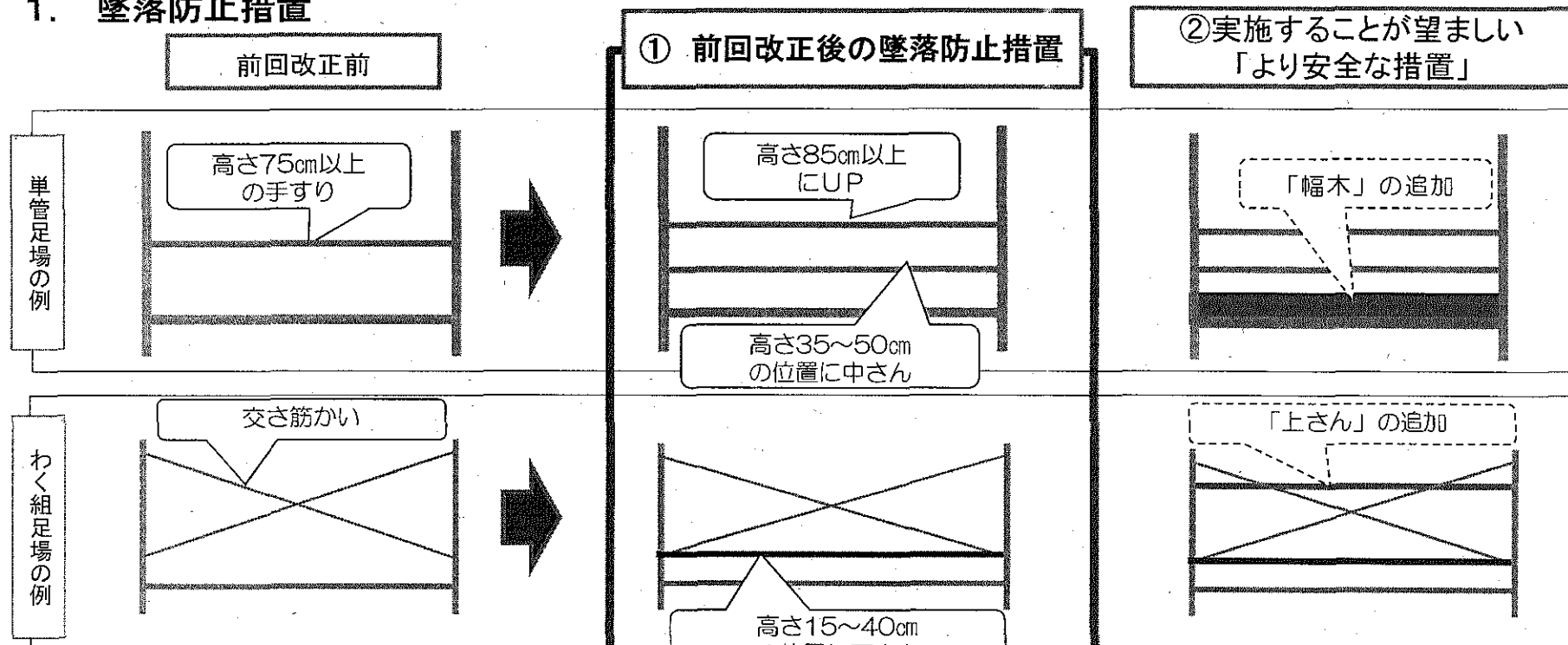
はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合※²に限り、第563条第1項第2号ハ「床材と建地との隙間は、12cm未満とすること」の規定は、適用しない※³。

※² 床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合。

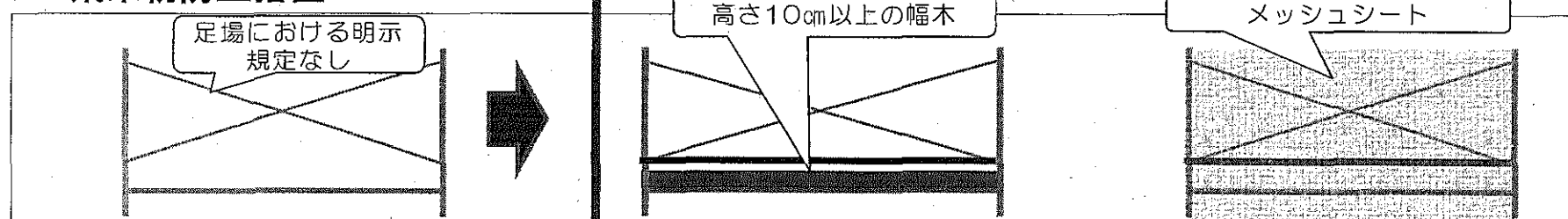
※³ 足場の一部の作業床が本経過措置に該当する場合は、当該作業床に限り第563条第1項第2号ハを適用しない。

(参考) 前回(平成21年6月)の足場からの墜落防止措置等の強化の概要

1. 墜落防止措置



2. 飛来物防止措置



3. 事業者による足場の点検

- ・つり足場を除き作業開始前の点検義務なし
- ・悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検義務

- ・作業開始前の点検を義務化
- ・悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検結果の記録・保存を義務化

- ・足場の組立て等の後の点検は、一定の知識・経験を有する者が実施